

台風接近に伴う警報発令時の対応について

市立青少年運動広場・テニスコート では **暴風警報** 及び **特別警報** が発令された時点で **臨時休館** となります。

この際、利用者様には速やかに施設の利用を中止していただきます。

なお、17時の時点で **暴風警報** 及び **特別警報** が解除されない場合はそのまま終日、**休館** となります。

17時までに各警報が**解除**された場合は、安全確認を行った上で利用を**再開**します。

◆ 警報発令時の利用料金の取扱い

施設利用中に警報が発令された場合、利用時間に関わらず、全額還付します。

施設利用予定時間に警報解除されていない場合は、全額還付します。

※ ただし、警報が解除された時点で利用区分の途中であっても、利用者自らが利用を希望する場合は、全額の支払いとなります。

門真市立青少年運動広場・テニスコート

072-881-4343